

発議第1号

令和6年3月25日

北栄町議会議長 野田 秀樹 様

提出者 北栄町議会議員 中山 功 一
賛成者 北栄町議会議員 井川 敦 雄
賛成者 北栄町議会議員 油本 朋 也
賛成者 北栄町議会議員 前田 栄 治

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条並びに北栄町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

北栄町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会での調査をはじめ、鳥取県中部地区特別職報酬等審議会の答申、参考人招致による意見聴取などにより、必要な改正と判断したため。

北栄町条例 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年北栄町
条例第37号)の一部を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
区分	議員報酬	区分	議員報酬
議長	月額 332,000円	議長	月額 331,000円
副議長	月額 253,000円	副議長	月額 240,000円
常任委員長	月額 246,000円	常任委員長	月額 232,000円
議会運営委員長	月額 246,000円	議会運営委員長	月額 232,000円
議員	月額 238,000円	議員	月額 224,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。